

## 大野市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金に関するQ & A

Q 1 市内に住民票がなくても補助対象となるのか。

A 1 補助対象となりません。市内に住民票を有する個人が補助対象となります。

Q 2 太陽光発電設備や蓄電池を既存住宅に新たに設置する場合、補助対象となるのか。

A 2 新築住宅のほか、既存住宅への新規設置も補助対象となります。

Q 3 店舗併用住宅は補助対象になるのか。

A 3 太陽光発電設備で発電した電力の30%を住宅部分で消費していることを証明できれば補助対象となります。

Q 4 太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入することは必須要件か。

A 4 太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入する場合のほか、太陽光発電設備を単独で導入する場合も補助対象となります。ただし、蓄電池を単独で導入する場合は補助対象外となります。

Q 5 標準的な施工費としてどの程度を想定しているか。

A 5 太陽光発電設備は設備費（工事費込み・税抜き）で約20万円/kW、蓄電池は設備費（工事費込み・税抜き）で15.5万円/kWhを想定しております。

太陽光発電設備については、20万円/kWを超えても補助対象となりますが、蓄電池は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超えるものは補助対象外となりますのでご注意ください。

Q 6 蓄電池の補助金額の算出方法について、下記のとおりでよろしいか。

99万円（本体90万+工事費9万円）/6.50kWh=152,307円

⇒15.5万円以下のため補助対象と判断

152,307円（=1kWhあたりの金額）×1/3=50,769円

50,000円（千円未満切捨）×5.0kWh（上限）=250,000円

A 6 お見込みの通りです。

Q 7 メーカー保証料は補助対象になるのか。

A 7 補助対象外です。

Q 8 太陽光発電設備で発電した電気を活用するという観点から、電気自動車など（発電した電気を活用できる設備）を蓄電池とみなすことは可能か。

A 8 電気自動車など（発電した電気を活用できる設備）を蓄電池の代替とみなすことはできません。

- Q 9 新築住宅への設置の場合、運用期計画（様式第2号）の設備導入前の電力使用量はどのように算出するとよいか。設備導入前の商用電力使用量がわかる資料は何を提出すればよいか。
- A 9 推定の値で問題ございません。設備導入前の商電力使用量がわかる資料を施工業者がシミュレーションとして作成しているのであればその資料をご提出ください。資料がない場合は、省略可能です。
- Q 10 上記に関連して、申請時の自家消費電力量はどのように計算すると良いか。
- A 10 30%以上が自家消費となる推定の値で記入をお願いします。一般的には、施工業者であれば設置する太陽光発電設備の容量や住宅の電気設備から自家消費電力量は、計算可能かと思われると思います。
- Q 11 自家消費率30%以上が補助要件となっているが、30%以上というのは年間ベースか、月ベースか。
- A 11 月ベースで報告いただく様式となっていますが、30%以上については、年間ベースで確認します。
- Q 12 太陽光発電量について、申請時と実績報告時でズレが生じてもよいか。また、実績報告時において30%を下回った場合は補助金の返還となるのか。
- A 12 自家消費率30%以上を年間ベースで達成していればズレが生じても問題はありませんが、実績報告時に年間ベースで自家消費率30%を下回った場合は補助金返還の対象となるため、ご注意ください。
- Q 13 申請時に補助対象経費算定根拠の添付資料として見積書を付けることになっているが、見積書の内容が「〇〇一式」となっても問題ないか。
- A 13 「〇〇一式」という見積書では、補助対象経費をどのように算定したのか不明であるため、内訳が分かる見積書を添付してください。
- Q 14 申請件数は何件程度を想定しているのか。
- A 14 6件程度の申請書の受付を想定しています。ただし、申請総額が予算額に満たない場合は6件を超えて受け付けます。（申請総額が予算額に達した時点で受付終了）
- Q 15 受付は申請書類を提出した人からの先着順か。
- A 15 先着順にはなりますが、申請書類の提出順で受け付けるのではなく、提出順により市が申請書類を審査し、適正と認められた順番で受け付けます。審査の途中で不備が確認された場合は、申請書類は一度差し戻しされ、次点に控える申請書類が審査対象として繰り上げられることとなります。申請書類を修正し、再提出された場合は、おなじく受付を控える申請書類の順番の最後尾に位置されることご注意ください。
- Q 16 申請期間（7月31日）までに申請書類がすべて揃わなかった場合、申請書類の一部を提出していれば受付して対応してくれるか。
- A 16 申請期間を超過した時点で、申請書類がすべて揃っていない場合は受付できません。

- Q17 発注先の工事会社やコンサルタント等が補助金の申請者になることは可能か。
- A17 発注先の工事会社やコンサルタント等が代わりに補助金の申請者となることは認められません。
- Q18 国や県、市の補助金を併用することはできるか。
- A18 本補助金以外に、国や県、市の補助金を受けることは認められていません。
- Q19 自家消費率の要件を満たしたうえで、余剰電力が発生した場合、それを売電することは可能か。
- A19 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度により売電することは認められていません。FIT制度又はFIP制度によらず、電力会社との個別契約による売電は可能です。しかし、個別契約による売電のために必要な材料費や工事費は補助対象外となるため、ご注意ください。
- Q20 交付申請書（様式第1号）の工事着手日とは何を指しますか。
- A20 工事の契約を締結した日です。交付決定前に当該契約を締結した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
- Q21 補助金交付要綱第10条に「翌年1月31日までに事業を完了するものとする」とあるが、なにをもって事業完了とするのか。
- A21 施工業者等に工事代金全額の支払いを終えることで事業完了とします。太陽光発電設備等の設置工事が完了した日ではないのでご注意ください。
- Q22 交付決定を受けた後、補助金を前金払いで受けることはできるか。
- A22 補助金の前金払いはできません。補助金は、事業完了を確認後の交付となります。
- Q23 補助金交付要綱第19条に「補助対象設備を法定耐用年数の期間、管理、運営しなければならない。」とあるが、法定耐用年数は何年を指すのか。
- A23 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によると、太陽光発電設備は17年、蓄電池は6年となっています。この耐用年数に達する前に財産処分を行う場合は、財産等処分承認申請書（様式第18号）等の提出が必要となり、その理由によっては補助金の返還の対象となるため、ご注意ください。
- Q24 住宅を新築する場合、施工業者との契約において、住宅の新築と太陽光設備の設置が一体的（1本の契約）になっている場合がある。この場合、契約締結が当該補助金の交付決定前であった場合、補助対象外になるのか。
- A24 契約締結が交付決定前であった場合、補助対象外となります。住宅の新築と太陽光発電設備の設置が別契約で、太陽光発電設備の契約締結が交付決定日以降であれば補助対象となります。この場合、住宅の契約が交付決定前であることは差し支えありません。